

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）変更交付決定通知書

- ○市 町 村
- ○特 別 区
- ○一部事務組合
- ○広 域 連 合

令和 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、令和 年 月 日第 号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

〔 なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下、「適正化法」という。）第18条第1項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 〕

令和 年 月 日

○ ○県知事

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日厚生労働省発老第 号厚生労働事務次官通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱」の3に定める事業であり、その内訳は申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付（減少）額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、令和 年 月 日第 号申請書の事業費所要額調書の記載のとおりである。

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。
（施行後15日）

（注）返還がある場合、4の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」は、「適正化法」とすること。